

新規登録用

年 月 日

都道府県
生活衛生営業指導センター理事長 殿

営業所

所在地

電話

(ふりがな)

名称

開設年月日

年 月 日

代表者

住所

(ふりがな)

氏名

印

標準営業約款登録申請書（美容業）

標記の登録を受けたいので、下記書類を添付して申請します

1. 美容業に関する標準営業約款チェックシート
2. 損害賠償保険等に加入していることを証する書類（写）

お預かりしたあなたの情報及び今後のお預かりするあなたの情報につきましては、標準営業約款登録事務以外では利用いたしません。

ただし、(公財) 全国生活衛生営業指導センターでは、ホームページにおいて約款制度の全国的な普及と利用者の利便性の向上を図るため、登録店の情報『店舗名・所在地・電話番号』を公表させていただきます。情報の公開を希望されない方は、該当都道府県生活衛生営業指導センターに申し出てください。

美容施術処理基準

1 受付

持ち物、コート等を預かり保管する。ただし、貴重品はこの限りではない。

2 カルテの作成

- (1) カルテに氏名、住所、日付、温湿度等及び第3項の毛質・頭皮等の状態を記載すること。
- (2) 施術後、カルテに施術結果その他必要事項を記載すること。

3 毛質・頭皮検査等

各施術を行うに当たっては、作業前に吸水毛、撥水毛、硬毛、軟毛等の毛髪の種類、毛髪・頭皮損傷の有無等の必要事項の検査並びに体質、体調及びパーマメント・ウェーブ、染毛脱色の前歴等の必要事項の聴取を行うこと。

4 施術の際の留意事項

作業を行うに当たっては、使用用剤が顧客の身体又は衣服に付着して事故を起こさないよう十分な注意を払うこと。

5 衛生管理

- (1) 管理美容師は、毎日従業者の伝染性疾病のり患の有無について確認すること。
- (2) 管理美容師又は美容師は、毎日、美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。
- (3) 作業場内は、採光、照明及び換気を十分にし、適温、適湿に保持すること。とくに炭酸ガス濃度は、「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和56年6月1日環指第95号厚生省局長通知）に規定する値以下であること。
- (4) 作業中、従業者は、清潔な外衣（汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用すること。
- (5) 従業者は、常につめを短く切り、顧客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (6) 皮膚に接する器具類は、顧客1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄、消毒すること。
- (7) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、顧客1人ごとに取り替えること。
- (8) 蒸しタオルは、消毒済みのものを使用すること。
- (9) 顧客用のクロス、ケープ類等は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (10) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、用いる時には、適正に使用すること。
- (11) 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、顧客1人ごとに清掃すること。
- (12) 皮膚疾患のある顧客を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。
- (13) 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、使用説明書をよく読み、安全衛生に十分留意して適正に使用すること。
- (14) その他美容師法施行規則（昭和32年11月5日厚生省令第43号）及び都道府県美容師法施行規則に規定する事項を遵守すること。

6 施術の仕上がり

仕上がったヘア・スタイル等を顧客に見せること。

7 従業者の健康診断

従業者には、1年1回の健康診断を必ず受けさせること。